

[研究ノート]

## 1940-60年代台湾における奨学金

### Scholarships in Taiwan during the 1940s and 1960s

山田 美香  
Mika Yamada

はじめに

1. 1940年代 奨学金の必要性
2. 1950年代の奨学金
  - 2.1 1950-1954年の状況
  - 2.2 1954-1959年の状況
3. 1950-60年代の軍人・教師・公務員の子どもの教育補助費
4. 山地奨学金
5. 1960年代の奨学金
  - 5.1 学校関係費用
  - 5.2 各自治体の奨学金
6. 1968年九年国民教育の実施

おわりに

参考文献

#### 要旨

本研究は、1940-60年代台湾においてどのように奨学金や教育補助費が与えられたのかを年代順に述べるものである。1968年までは国民中学が義務教育ではないため、中学に進学するには家庭の収入が安定しないと進学することが難しかった。そのため奨学金の必要性が言われたが、奨学金をもらえる生徒は少なかった。本稿では、その時期の具体的な状況と課題について論じる。

キーワード：台湾、奨学金、教育補助費、中学

はじめに

戦後台湾では、国民党政権下で公務員・軍人・教師を重視した政策をとったため、公務員等の家族を中心に教育費補助の恩恵を受けた。現在でも、その補助額は比較的大きい<sup>1</sup>。一方で、1950年

<sup>1</sup> 台湾の大学の学費は、例えば、国立台湾大学であれば1学期の学雑費25,000元程度、私立専門大学の文藻外語大学は1学期の学雑費5万元程度である。私立は、国立の2倍程度の学雑費である。(2023年9月16日、1元は4.64円) 現段階で、「公務員の子女教育補助費は、子女がいる学校の種類で異なり、例えば公私立国

代から中学進学、留学・大学進学向けなど多様な奨学金が提案されたが、その対象となるのはごくわずかであった。本研究では1940年代から1960年代まで中等学校の奨学金等を対象に論じる。1940年代後半から初等教育機関である国民学校は比較的普及したのに対し、1968年に国民中学が義務教育化するまで、中学への進学はかなわない状況が見られた。この戦後台湾の教育普及については、山崎直也(2009)が論じている<sup>2</sup>。

1968年以降国民中学が義務教育となることで高校進学の需要も多かったが、どちらにせよ、必要となったのは奨学金である。各地から奨学金を増やす要望があったが、それが果たせない状況が見られた。

戦後の奨学金に関する先行研究には、国民党による中山奨学金について論じた方柏(1960)<sup>3</sup>、王柏森(2018)<sup>4</sup>の研究がある。「中山」とは孫中山(孫文)のことである。当時の政治的イデオロギーであった「三民主義」と名前が付けられた三民主義奨学金については、任卓宣(1972)<sup>5</sup>が研究している。しかし、当時の奨学金に関する研究はほとんどない。奨学金が増加することが重要であり、研究対象とは考えられなかったようである。これらの研究をふまえ、本稿では、当時の議会資料(中華民國地方議會議事録検索系統<sup>6</sup>)、高雄県(高雄県は、その後、高雄市の一部となる)の公文書、新聞記事から、どのように中等学校の奨学金が普及したのかを明らかにする。特に、中学・高校進学に必要な奨学金に関する議論、軍人・教師・公務員の子どもの教育補助費、山地籍(原住民のこと。台湾政府は、公式に原住民という文言を使っている)の生徒の奨学金について論じる。

## 1. 1940年代 奨学金の必要性

1940年代は、日本植民地時代の教育機関を活用し、初等教育は少しずつ発展していく<sup>7</sup>。実際、教育機会の拡大の希望は多く、中等教育機関への進学には奨学金が必要だと論じられた。1946年、台湾省参議会第一屆第一次定期大会で、鄭品聡議員が、「奨学基金を設立して、貧しく優秀な生徒の進学を支援する案」を提出した<sup>8</sup>。また、1947年、蘇惟梁議員は、学産収入のなかで必要経費を除いて貧しくて優秀な中等学校以上の生徒に奨学金を与える提案をした。その際、議論になったの

民小学に行く場合の補助は500元、公私立国民中学は500元、公立高校は3,800元、私立高校13,500元(各学期)とされる。大学生であれば、「国公立大学13,600元、私立大学35,800元、五専後の技術学院は国公立1万円、私立28,000元」である。<https://pension.tw/education-fee/> 2023年9月16日最終閲覧日から引用。公務員の場合、大学の学雑費のほぼ半額程度が補助されることになる。

<sup>2</sup>山崎直也(2009)『戦後台湾教育とナショナル・アイデンティティ』東信堂。

<sup>3</sup>方柏(1960)「中山奨学金的設置及其意義」『中國一周』522, pp. 6-7。

<sup>4</sup>王柏森(2018)「政黨政治甄補-以中國國民黨中山奨学金為例」國立政治大學行政管理碩士學程碩士論文。

<sup>5</sup>任卓宣(1972)「研究三民主義之經過與心得及我獲得三民主義奨学金之感慨」『古今談』83, pp. 6-11。

<sup>6</sup>中華民國地方議會議事録總庫、<https://journal.th.gov.tw/index.php>

<sup>7</sup>山田美香(2021)「1950年代台湾の『補習班』」名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』35, pp. 137-162。

<sup>8</sup>中華民國地方議會議事録總庫、典藏序號:001-01-010A-00-5-3-0-00276、類別階層:議事録/提案/議員提案/教育、會議階層:臺灣省參議會/第一屆/第一次定期大會、112頁、日期:1946-05-01~1946-05-15、提案議員:鄭品聡。

は、学産の1年間の支出、教育費以外の用途などであった<sup>9</sup>。

戦後の混乱がある1940年代、希望がありながら中等学校数が少なく進学できない者が多かった。この時期、中等学校の数があまりに少なかった。そのため、多くの者が中等学校に進学できるよう積極的に奨学金を作る案が出された。

## 2. 1950年代の奨学金

### 2.1 1950-1954年の状況

1950年代前半、中等学校への進学希望が多く、台湾省政府は進学先を確保するため、初級中学に高校を設立し、各地で中学や職業学校を増やした。中等学校が増えると生徒の背景も多様となり、奨学金の必要性がさらに言われるようになった。

省レベルの奨学金と各自治体が給与する奨学金は各学校で人数が決まっており、各中学では、奨学金審査委員会で誰に奨学金を与えるのかを議論するシステムが作られた<sup>10</sup>。省レベルの奨学金は、台湾省全土の各学校に奨学金が与えられた。このような奨学金を提供するのは台湾省特殊教育基金処理委員会であり、1953年度は省内の中等学校の奨学金を180人に提供した。甲・乙では奨学金が違うが、「甲レベルの成績は平均85点以上、各科目の成績が75点以上」「乙レベルの総平均は80点以上、各科目の成績は70点以上」と、どちらにせよ優秀な生徒を対象とするものであった<sup>11</sup>。

1954年度公私立中等学校奨学金は、「甲が每学期300元」で66人、「乙が每学期250元」で106人、「学業成績平均80点以上、学業成績は科目ごとに70点以上、体育70点以上、操行70点以上」の生徒が選ばれた<sup>12</sup>。この委員会予算は、「文教補助費35%、優良教師奨学金20%、学術研究10%、出国考察研究費12%、事業準備金3%」であり、3割が奨学金として用いられていた<sup>13</sup>。

各自治体の奨学金は、例えば、1952年、台北市の奨学金は、台北市の学校を対象とするものであり、初級中学44人、高校12人の合計59人に与えられた<sup>14</sup>。1954年の台北市の奨学金は比較的对象者が多いとはいえ、台北市立以外の省立建国中学・台北第一女子など有名校にも各1人の配分があった。学校に通えなかった者が行く台北市立の補校や工業職業高校にも配分はあった<sup>15</sup>。

<sup>9</sup> 中華民國地方議會議事錄總庫、典藏序號：001-01-040A-00-5-3-0-00080、類別階層：議事錄/提案/議員提案/教育、會議階層：臺灣省參議會/第一屆/第四次定期大會、57頁、日期：1947-12-01~1947-12-13、提案議員：蘇惟梁。

<sup>10</sup> 台湾における奨学金は比較的充実している。現在でも貧困家庭に対して奨学金が提供され、例えば、2023年9月からの雲林県の奨学金は次のものとなる。申請条件は、6か月以上雲林県中等学校以上の学校に籍があり家庭が貧しい生徒であること。各科目の成績が、学業成績の平均80点以上、体育の成績70点以上、すでに公的な奨学金を得ていない、また昼間部など夜間部の生徒ではない生徒。補助金は、国民中学は300人で1人1,500元、高校（職業高校）は125人で1人2,000元。現在の奨学金制度については、山田美香（2012）『公教育と子どもの生活をつなぐ香港・台湾の教育改革』風媒社でも記している。教育部：圓夢助学網 [https://www.edu.tw/helpdreams/Grants\\_Content.aspx?n=11EFF33070D6DF4B&sms=931FF851D2FB2128&s=7D6B9BB2B62B80A5](https://www.edu.tw/helpdreams/Grants_Content.aspx?n=11EFF33070D6DF4B&sms=931FF851D2FB2128&s=7D6B9BB2B62B80A5) 2023年9月18日最終閲覧日。

<sup>11</sup> 聯合報、1953年12月31日。

<sup>12</sup> 聯合報、1955年4月28日。

<sup>13</sup> 同上。

<sup>14</sup> 聯合報、1952年6月3日。

<sup>15</sup> 聯合報、1954年10月6日。記事を見る限り、台北市には、清寒奨学金・優秀中学生奨学金・清寒優良中学生奨学金と名称が異なる奨学金があるように見えるが、実質同じ奨学金を対象にしているようである。

1952年、台南県の中等学校奨学金は合計100人でそれぞれ200元を与えるもので、台北市に比べるとその金額は多い。しかし、各中学・職業学校で数人から十数人だけ対象となることから、十分な奨学金とは言えなかった<sup>16</sup>。各中学の生徒数に対して奨学金を受領できる生徒は少なかったのである。

## 2.2 1954—1959年の状況

各中学・職業学校進学が可能となるように、1954年、台湾省政府委員会第370回会議では、「一部分の県市立初級中学では、試みに高校・職業高校・分校を設立し、あるいは班・部を分けることができる。分校は独立して学校を設立することができ、ほかに一部の県市が初級職業学校を設立することも許す」と決まった。聯合報には、各地域で設立される高校・職業高校・分校の学校名を記事にした<sup>17</sup>。

中等学校が増えていくなか、中等学校の学費負担を減らす動きもあった。1955年、省臨時議会が「本学から公立中等以上の学校の学費は、初級中学が每学期60元を徴収することになった」<sup>18</sup>と、学費の問題を前向きに解決しようとした。具体的な内容は、次の通りである。学費減免の対象は貧しい者・軍人（眷属）の子女・公費で学校に通っている者で、それ以外は対象ではなかった。眷属は、中国大陸から国民党の軍人として台湾に渡った者をいう。

1. 1955年度第一学期公立中等学校の学費水準は、初級中学はもともと70元を収める規定であるが、60元に修正する。
2. 学費減免を申請できる者は下に規定するものである。①軍人の子女で国防部が発給する眷属補給証を持っている者は規程で3分の2を減免、②家が貧しい者（最近1学期の収入額による住民税が32元以内で住民税を収める証明を持っている者）は3分の2の減免、③公費の者は免除<sup>19</sup>。

中等学校に進学できないのは、学費が高いというのも一つの理由であった。それに加えて、山崎(2009)が言うように中学の試験免除入学も話題となった<sup>20</sup>。中等学校進学は、大変厳しい試験を経ることが必要であり、そのために小学段階で勉強する子どもが多く教育問題となっていた。

1956年度から初級中学進学に際して試験を行わないことが議論されたが、これに関わり新聞紙上で、聯合報(1956年3月3日)の記者は、5つの問題として、「学校制度、学区、経費、教師の質・訓練、生徒の校舎の問題」を書いている。まず、学校制度について、「国民学校卒業生が初級中学に試験免除で入学する方案は義務教育の延長というわけでもないので、我が国の憲法の明文

<sup>16</sup>聯合報、1952年6月1日。

<sup>17</sup>聯合報、1954年10月6日。

<sup>18</sup>聯合報、1955年9月6日。

<sup>19</sup>同上。

<sup>20</sup>山崎直也(2009)も、試験免除について論じている。『戦後台湾教育とナショナル・アイデンティティ』東信堂、pp. 76-77。

規定、義務教育は6年という規定に抵触する」と述べている。とはいえ、「この法案が実施されればよい成果が出ることから、ここから少しずつ9年義務教育に向っていくのが良い」とまとめ、中学の試験免除には賛成している。経費については、「現在は軍事第一で教育経費が増加する余地がない」と言いながら、視聴覚教育の「電化教育」で教育費を節約することを述べている<sup>21</sup>。

その後、台北市の進学志望調査が行われ、聯合報ではその調査結果を報道している。

1956年の国民学校6年生に対する結果は、「本年2月の調査によれば、進学志願の生徒は9,416人で、6年生の76.26%である。もし、1954年度以前の卒業生でまだ進学していない者を含めると、今回調査では学童の進学志願数は12,000人以上となり、240クラス以上あって収容できることになる。本市の市私立中等学校卒業年度の生徒は69クラスに在るのみである。ゆえに、180クラスほどを増加する必要がある<sup>22</sup>と、中等学校では生徒を受け入れる余裕がないと論じている。進学が果たせない者のために中等学校を増やすことが積極的に行われようとしていた。

1958年、台北市の奨学金は「高校1人每学期300元（以前は200元）、初級中学1人每学期250元（以前は150元）」<sup>23</sup>と、社会状況に対応して奨学金も上がった。奨学金は、それぞれの学校ごとに配分された。「各省立中学校は1学年で1人、私立学校は1校2人、省立補習学校は1校1人、私立補習学校は生徒数によって配分、市立中学は1クラス1人（あるクラスで貧しい優秀な生徒を選出できない場合、別のクラスのなかから選出し市政府の審査に従う）」<sup>24</sup>と、台北市の奨学金であるので台北市立中学を中心に選出された。各中学への奨学金定員配分はまちまちで、人数としては、「高校の生徒107人、初級中学の生徒202人が審査で決まった」<sup>25</sup>。1959年は、「高校146人、初級中学254人」<sup>26</sup>と、年を追うごとに奨学金対象者が増える。1959年度第二学期は、昨年度に比べて、「初級中学・高校合わせて362人、そのなかで高校139人で1人奨学金300元、初級中学223人で1人奨学金250元」と、奨学金は減ったがどんな事情があったのかは分からない<sup>27</sup>。

1957年、臨時省議会では、胡丙申議員が、障害がある生徒が奨学金を得られない状況を説明した。奨学金は、規定によって「軍訓・童子軍・体育・労働服務等の科目の成績が70点以上で初めて申請できる」ことから、障害があると奨学金を得ることができないと質問があった<sup>28</sup>。「学校はこれら各科目を偏重するが、障害がある生徒を考慮していないため、生徒は往々にして成績をとったり進級することができない」という状況にあった<sup>29</sup>。それを改善するため、「各中等学校以上で就学する障害がある生徒には軍訓・童子軍・体育・労働服務等の参加を免除し、奨学金を申請する弁法を別に定めること」が必要だと述べられた<sup>30</sup>。これまでのように一部の者が奨学金を得るだけでな

<sup>21</sup>聯合報、1956年3月3日。

<sup>22</sup>聯合報、1956年3月21日。

<sup>23</sup>聯合報、1958年5月3日。

<sup>24</sup>同上。

<sup>25</sup>聯合報、1958年12月27日。

<sup>26</sup>聯合報、1959年5月15日。

<sup>27</sup>中国時報、1950年5月14日。

<sup>28</sup>中華民國地方議會議事録總庫、典藏序號：002-03-010A-10-6-8-00-00402、類別階層：公報/質詢/總質詢/總目、會議階層：臺灣省臨時省議會/第三屆/第一次定期大會、9607頁、日期：1957-06-02、提案議員：胡丙申。

<sup>29</sup>同上。

<sup>30</sup>同上。

く、奨学金の多様なあり方に対して、ここに新たな視点を見ることができる。

もちろん、公的な奨学金だけではなく、ほかにも団体が奨学金を提供した。中国道德励進社は、大成商行という会社の賞を送り、「大学・専門学校の学生と中学生・高校生の合計36人でそれぞれ半分に分けた」ようである<sup>31</sup>。しかし、この奨学金は、建国中学5人、成功中学1人、師範大付属中学1人、第一女子中学3人というように、特定の有名中学（高校）の生徒のためのものであった<sup>32</sup>。団体の奨学金は、それぞれの特性に応じた対象者を選ぶことから、広く浅く多様な生徒に提供されるとは限らなかった。

1958年、台湾省臨時省議会でも、より多くの生徒に奨学金を期待し、特に貧しくて優秀な生徒が奨学金を得る必要が論議された。蔡鴻文議員が、「貧しくて比較的学力が高い生徒が奨学金を得て表彰されることがほとんどない。しかし、一般的に、才能があまりなく、しかし、勤勉で途中で学校をやめない生徒は、最後は学力に限界があり大した人間にはならない。これは本当に惜しいことだ。政府に対して、勤勉で勉強する生徒の操行が甲等で貧しい状況にあれば操行奨学金を与えることをお願いしたい。これによって一般の生徒が自分を多く愛することで、あえて悪いことをせず進んで校風の改善を強化することになる」<sup>33</sup>と述べている。まじめにがんばっても貧しいゆえに問題行動を起こすこともあるため、積極的に奨学金を与える必要を論じたのである。

ただし、奨学金の対象となる者は、基本的にほとんど変わらずその数も少なかった。1958年、「台中県中等以上学校生徒奨学金弁法」（修正）第一条では、「学業・操行が優れ、家が貧しい生徒の向学情緒を励ますために」弁法が定められたと書かれている。第二条で、「本県に6か月以上戸籍がある」「省内中等学校以上に就業している者1戸に1人に限り奨励する」とされ、第三条では「各学校1クラス1人を限りとして高校・職業学校は230元、中学・職業学校は200元」の金額が支給されると記されていた。この奨学金は、台中県の生徒で県外の公私立中等学校に就学した場合でも対象となった。第四条には、「中学・高校・職業学校の生徒は80点以上及び操行の総平均は80点以上」の成績が必要であったと記されている。ほかに、「まだ公費待遇および助成や費用免除を受けていない者を優待する」と、同じ者が複数の奨学金を得ることができないようにした<sup>34</sup>。どちらにせよ、成績が良いというのは重要な点であり、勉強する環境がない者には奨学金を得ることが大変なことであった。

その後、省の教育基金処理委員会は、「緑島の生徒の奨学金設置請求案の決議」を通過させた。戦後の緑島は、当時の政権からすると政治的に問題がある政治犯を収容するところであり、教育環境があまり良いとはいえなかった。「緑島の生徒で省立中等学校で勉強する者は、山地の生徒に与

<sup>31</sup>聯合報、1956年3月21日。

<sup>32</sup>同上。

<sup>33</sup>中華民國地方議會議事録總庫、典藏序號：002-03-030A-12-5-3-05-00827、類別階層：公報/提案/議員提案/教育、會議階層：臺灣省臨時省議會/第三屆/第三次定期大會、774~775頁、日期：1958-06-02、提案議員：蔡鴻文、文號：教字第五一號。

<sup>34</sup>中華民國地方議會議事録總庫、資料標題：臺中縣中等以上學校學生獎學金辦法「臺中縣中等以上學校學生獎學金辦法」「臺中縣中等以上學校學生申請臺中縣政府獎學金須知」、議會名稱：臺中縣議會、資料型態：議事録、類別階層：十、單行法規、會議階層：臺中縣議會第四屆第一次臨時大會、230頁。

えられる公費待遇弁法に照らして、奨学金を発給する。しばらくは5人を限りとする<sup>35</sup>と、人数は少ないが緑島の生徒にとってはチャンスが増えた。

ほかにも、陽明山区など街から離れた生徒の状況改善も考えられた。「特に陽明山局中等学校で貧しい優秀な生徒の奨学金会を組織し、それぞれの学校で学期で15人に与え、それは1人毎学期250元とする」と定められた<sup>36</sup>。中国大陸に距離的に近い金門島の生徒に対しても、「教育庁が言うには、金門防衛司令部で既に奨学金管理委員会を組織し、金門地区奨学金設置弁法を定め、戦地の青年が深く求学することを励ました」という。「高校生は1人毎学期300元、初級中学生は1人毎学期200元」と、他の奨学金の額とほぼ変わらないものであった<sup>37</sup>。

ここから、1950年代は、多様な地域で少しずつ奨学金が増えていく状況が見られた。

### 3. 1950-60年代の軍人・教師・公務員の子どもの教育補助費

国民党の施策で、子どもを持つ軍人・教師・公務員に教育補助費が出されたが、当初は金額が低いため制度改善が議論された。1955年、臨時省議会では、教育補助費について改正案が出された。軍人・公務員・教師の「現行の標準的な補助」は、「毎学期1人、中学が120元、高校が150元」で、子どもの数が一定以上ないと対象とならず、子どもの数が多くても補助は十分ではなかったようである<sup>38</sup>。張振生議員は、「毎学期の補助総額が1か月の給料を超えてはいけない」ので、「もし子どもが4人以上いると、大部分は統一的な俸給表の限度を超えるので、5人以上の子どもが入学すると補助を受けることができない」と論じた<sup>39</sup>。

1962年、省議会では、実際に必要な費用に対して補助費が足りないことから、子ども全員の補助、さらに補助額を上げる提案がなされた。子どもがいればすべての子どもの就学費用が補助されるのではない。「1人の公務員・教師は、3人の子どもが就学（幼稚園、国民学校、中学、大学・専門学院）すれば、初めて1人分の補助費を申請できる。4人の子どもが就学すれば2人分の補助費を申請できる。5人の子どもであれば3人分を申請できる」ことから、公務員・教師の収入が少ないなかで物価が上がったこともあり、子ども全員に補助が必要だとされた<sup>40</sup>。また、「物価指数が既に甚だしく上がっており、もし、2人だけの子どもが教育を受けるとなると永遠に補助費を受けられない。これは、非合理で情がないというしかない。現在、一般の公務員・教師の待遇は大したものではなく、改善を希望する際、政府に子ども全員分の補助ならびに補助額を上げて公務員・教師の

<sup>35</sup> 聯合報、1955年2月9日。

<sup>36</sup> 中國時報、1957年9月21日。

<sup>37</sup> 聯合報、1959年11月17日。

<sup>38</sup> 中華民國地方議會議事錄總庫、典藏序號：002-02-02EA-05-5-3-05-00802、類別階層：公報/提案/議員提案/教育、會議階層：臺灣省臨時省議會/第二屆/第二次臨時大會、3741頁、日期：1955-03-21、提案議員：張振生、文號：教字第四七號。

<sup>39</sup> 同上。

<sup>40</sup> 中華民國地方議會議事錄總庫、典藏序號：003-02-060A-01-5-3-01-05124、類別階層：議事錄/提案/議員提案/民政、會議階層：臺灣省議會/第二屆/第六次定期大會、192頁、日期：1962-11-05、提案議員：林王紫燕、文號：民字第一一二五號。

子どもの教育を安定させる」<sup>41</sup>という意見であった。

1963年、軍人・公務員・教師の教育補助費のために国家予算に赤字補填をする提案があった。「立法院の専門案は、半年余り調整待遇案を討論」したとして、「四委員会聯席會議で、台糖公司の剰余金と利益6億余元を中央政府に提出し財政赤字を補うほか、第二準備金に入れる。支出のときには、軍公教人員の待遇及び子女教育補助費を優先とする」<sup>42</sup>と、軍人・公務員・教師の教育補助費は予算が限られたなかで対応しないといけない重要課題として理解されていた。それは、国民党を支持する軍人・公務員・教師の地位を高めることが、国民党にとっては政治的に必要なことであったためである。

公務員・教師の学費減免についても意見が出た。1964年には、省議会で、戸長である保護者が男性だと学費減免ができるが、女性である場合、優待を受けることができない点が問題となった。

現行の弁法規定では、公務員・教師の子どもは学費の減免ができる。しかし、そのなかで一つ笑い話がある。つまり、保護者は戸長であり、戸長は公務員・教師であれば減免できるが、一般社会では保護者は男性になるもので、女性ではできないと思われている。私が聞きたいのは、もし、その夫が失業したら、恐ろしいことに夫が死んだら、その子どもは母親が公務員・教師でもこの優待をどうして享受できないのだろうか？<sup>43</sup>

1967年の省議会で、公務員・教師の待遇調整があっても教育補助費を充実させる必要が話題となった。

「公務員・教師の待遇はよくないので、現行の教育補助費も実際に必要なものからはとても足りない。ゆえに、毎学期開学すると、公務員・教師は子どもの教育費に煩わせられないため、ひどい場合は金を借りるか、学校に子どもを行かせない」という極端なことが見られたという<sup>44</sup>。「今年の公務員・教師の待遇調整で、もっぱら学校開始のため1か月の給料を余分に出すとされるが、平均的な配分で毎月の使用とするものである。しかし、物価が日に上がっているので平時はその恩恵が見えるにもかかわらず、学校が始まるとかえってその害を受ける。そのため、すぐにでも教育補助費を調整して負担を減らすべきである」<sup>45</sup>と、厳しい事情が明らかとなった。今の生活に合った形で教育補助費用がないと、生活そのものが維持できないという過酷な状況が見られた。

同じ年、省議会で、「公務員・教師の子どもも、軍人の子ども同様中山奨学金を享受する、あるいは、公務員・教師の教育補助費を調整し公的に補充することを示す案」が出された。軍人の子ども

<sup>41</sup>同上。

<sup>42</sup>聯合報、1963年11月6日。

<sup>43</sup>中華民國地方議會議事錄總庫、典藏序號：003-03-030A-04-6-6-0-00003、類別階層：議事錄/質詢/教育/教育、會議階層：臺灣省議會/第三屆/第三次定期大會、2435頁、日期：1964-06-08 ~ 1964-08-07、提案議員：王國秀。

<sup>44</sup>中華民國地方議會議事錄總庫、典藏序號：003-03-100A-01-5-3-01-05066、類別階層：議事錄/提案/議員提案/民政、會議階層：臺灣省議會/第三屆/第十次定期大會、164頁、日期：1967-11-06、提案議員：林明德、文號：民字第一〇七一號。

<sup>45</sup>同上。



もは中山奨学金を得ているが、公務員・教師の子どもはそれに対応するものがないと訴えたのである<sup>46</sup>。それ以外にも、軍人・公務員・教師の子どもの教育補助費を増加させる建議が活発になされた<sup>47</sup>。

軍人にも教育費の問題はあり、仮退役をした場合、その子どもの学雑費を減免すべきかどうかに対応して、ずいぶん議論が揉めた。例えば、1963年5月、高雄県立湖内初級中学の公文書<sup>48</sup>によると、教育庁の指示によって、「軍人子女の学雑費減免の優待は現役軍人の子女を指し、そのほかの仮退役あるいは在郷軍人等の身分の者は優待には入らない」という規定から、「非現役軍人の子女は学雑費減免の優待をしない」対応を取っていた。しかし、「台南市団管区司令部の書類では」、「仮退役軍人子女の就学について、現役軍人子女が中等以上の学校に就学する場合の学費減免の案と比べて調査する。国防部は、まさに内政部・教育部等の関係機関と協調して考え処理しているところで、まだ案は決まっていない。そのため、ここに、貴校が、退役人員の境遇が貧しいのでこれまでの例にならって優待をしていた状況を許可する」と記されていたという。現役軍人でない者のために学雑費を減免することも、現段階では問題視しないということであった。今後の手続きについては、上の指示によるとしている。

6月には、高雄県岡山鎮長は、鎮民代表会が、仮退役軍人の子どもが公立中学に就学するとき、これまでと同じように優待することを説明したところ、教育庁は、「功労があった遺族、軍眷によらない者は本弁法の範囲に含まれない」等の理由で減免しないことを伝えながらも、今後の議論次第だと述べている<sup>49</sup>。その後、7月、高雄県政府は、「高雄県議会が、本学が徴収した費用を生徒に返す案について、本案は教育部で定めたなかで指示が出たら通知するので、各校はそれを遵守し作業をすべきである」と記した。現役軍人以外の学費減免の対応がまちまちで、教育部の指示が出たらそれに倣うことになったのである<sup>50</sup>。

ここから分かるように、学費減免・奨学金制度も含めて、公的な立場の人間はその恩恵を受けやすいが、それでも十分な金額とは言えず、金額や対象を広げる議論が絶えずなされた。

#### 4. 山地奨学金

台湾における山地は、現在の原住民地域に相当する。山地籍の生徒にも、省レベルの奨学金と自

<sup>46</sup> 中華民國地方議會議事錄總庫、典藏序號：003-03-100A-01-5-3-05-05394、類別階層：議事錄/提案/議員提案/教育、會議階層：臺灣省議會/第三屆/第十次定期大會、419頁、日期：1967-11-06、提案議員：張富、文號：教字第五〇二九號。

<sup>47</sup> 中華民國地方議會議事錄總庫、典藏序號：003-03-100A-18-5-3-01-00919、類別階層：公報/提案/議員提案/民政、會議階層：臺灣省議會/第三屆/第十次定期大會、591頁、日期：1967-11-06、提案議員：王國秀、號碼：民字第一〇七〇號。

<sup>48</sup> 高雄縣公文書、檔號：0052/312.3.3/1/66/019、案名：中等學校校務整理、案由：高雄縣立湖内初級中學呈為假退役軍人子女就學減免學雜費疑義、1963年5月6日。

<sup>49</sup> 高雄縣公文書、檔號：0052/312.3.3/1/66/018、案名：中等學校校務整理、案由：岡山鎮公所建議依照往例優待退役軍子女就讀公立中學以上學校之學雜費等乙案、1963年6月11日。

<sup>50</sup> 高雄縣公文書、檔號：0052/312.3.3/1/68/004、案名：中等學校校務整理、案由：為高雄縣議會建議政府繼續優待退役軍人子女就學減免學什費一案、1963年7月2日。

治体の奨学金があった。1952年、中等学校に進学する山地生徒の省レベルの奨学金は全体で200人、苗栗・台東・花蓮県では、山地にいる山地籍の生徒、平地にいる山地籍の生徒によって人数が決まっていた<sup>51</sup>。

自治体レベルの奨学金であれば、例えば、「台中県中等学校山地生徒奨学金弁法」第一条には、「成績優秀な山地籍の生徒の中等学校進学を奨励し、山地の文化水準を高め、国家に有用な人材とすることから、特に山地生徒奨学金弁法を設置した」と書かれている。奨学金は、「国民学校卒業あるいは中学・職業学校を卒業予定で中等学校に進学する者」に与えられ、第二条には「学業は平均75点以上、操行・体育の成績はひとしく70点以上」で「家が貧しく、総合所得税を免除されている」ことが必要だと明記されている<sup>52</sup>。各県において、このように山地籍の生徒向けの奨学金もあったのである。

しかし、この奨学金については、山地に住んでいる山地籍の生徒と平地に住んでいる山地籍の生徒にどのように奨学金を与えるのか、そのバランスが論点となった。

1955年、臨時省議会で、山地に住んでいる山地籍と平地に住んでいる山地籍の生徒の推薦入学について議論があった。この推薦入学というのは、奨学金も得て入学をする制度であった。高瀛清議員は、「山地籍と平地の山地籍の配分をどうするのか」「この弁法を実施後、状況はどうか?」と質問し、それに対して、教育庁は、「毎学期推薦入学者総数が200人で、各県の本学学期山地の国民学校卒業生を標準として比例配分をする」として、次のように答えた<sup>53</sup>。

平地に住んでいる山地籍の生徒は、過去、全省推薦入学者総数の20%を占めた。1954年度より40%（平地の山地籍の生徒は、わずかに台東・花蓮・苗栗の3県にいる。1954年度、3県の平地に住んでいる山地籍生徒の推薦入学者数の比率は、台東が該県総定員の60%、花蓮が44%、苗栗が33%を占める）となり、山地生徒奨学弁法はもともと山地においてのみ適用したが、1951年から広く制限をなくし、平地の山地籍の生徒も推薦を認められた。年来、省庫が縮小し推薦入学者数を増加できないゆえに、もともとの定員で調整するしかない。

現在、全省の各省立中等学校に在学する山地籍の生徒数は約1000人である。中途退学の生徒は、1951年以前は比較的多く、その原因は、大多数があまり勉強できず課程についていけなかったためである。そのため、自主的に退学した。1952年以後、本県は推薦入学の山地籍の生徒に対して先に1年の補習をすべて行った後、点数によって正式に入学をすることを始めた。この弁法実施後は、山地籍の生徒の程度も既に高くなっているように見え、中途退学の状況も多くは見られない<sup>54</sup>。

<sup>51</sup> 聯合報、1952年6月3日。

<sup>52</sup> 中華民國地方議會議事錄總庫、議會名稱：臺中縣議會 資料型態：議事錄、類別階層：十、單行規章 會議階層：臺中縣議會第06屆第02次定期大會、十、單行規章、351頁、資料標題：1、臺中縣鄉鎮調解委員會組織規程（修正案）。

<sup>53</sup> 中華民國地方議會議事錄總庫、典藏序號：002-02-020A-02-6-0-00161、類別階層：議事錄/質詢/教育/教育、會議階層：臺灣省臨時省議會/第二屆/第二次定期大會、頁次：1168~1170、日期：1955-01-05~1955-03-10、內容摘要：「關於山地籍學生獎學金問題：如何配分？理由何在？」、提案議員：高瀛清。

<sup>54</sup> 同上。

さらに、1957年、臨時省議会で、潘福隆議員は、「山地奨学金の定員を増加し、山地の優秀な人材を養成することを政府に建議する案」を出した。「山地奨学金の定員を200人増加し、公平に資するため、平均して山地と平地にいる山地籍の生徒それぞれ200人が得るように分ける」「奨学金を受ける在学期間を延長し、深く学び、高いレベルの国家の需要に応じるため、山地籍の生徒が高等教育を受けるようにする」と、「平地にいる山地籍の生徒に公正を欠くことがない」ことが必要だとした<sup>55</sup>。それに加え、「教育を受けるのは国民の権利であり、山地の優秀な青年を養成するのは国家百年の必要に備えることである」との意見もあった<sup>56</sup>。また、「在学期間がとても短いことで、中学卒業後にすぐに失業し、保護者もひとしく高校及び専科以上の学校に行くのを希望している。優秀な青年に深く学び機会を与えれば、山地の幹部人材の養成にプラスに働く。ならびに真の山地の平地化及び大陸反攻後の必要な人材を備えることで国策にも合う」<sup>57</sup>と、中国大陸との関係のなかで山地奨学金で若い人を育てる意義も述べられた。

当時、高雄県は多くの山地籍の生徒がいる地域であり、王国秀議員は、高雄県の六龜は環境が良いので地元で学ぶのが良いと述べている。鳳山、屏東（屏東県）、高雄市など都市部で生活するよりは、山地籍の生徒は山地で学ぶのが良いという意見である。

1. 鳳山、屏東、高雄市等で家から距離が遠いところに就学すると、行き帰りが不便で経費・交通費がかかりすぎ、山地の負担となる。
2. 少数の山地の生徒は成績があまりよくなく、比較的水準が高い学校では授業についていけないので、プライドがなくなり途中で退学してしまう。
3. 山地の生徒が都市で就学すると、虚栄的な生活がうらやましく、家庭にそれを言っただけで家庭の負担が増加するので、保護者は退学を命令することになる。
4. 六龜分部は山が密集したところで環境がとてもよく、山地の生徒が勉強するには極めて良い。特に山頂付近の者のために建議する<sup>58</sup>

1961年には、全体的に山地の生徒に対する奨学金を授与する人数が減ったため、山地奨学金の人数を増やす提案があった。章博隆議員が、「山地教育を高めるために毎年山地奨学金試験で300人を取ったが、1961年度予算で200人とした。その100人の奨学金はどうしてなくなったのだろう。さらに付帯的な建議として、これらの推薦する生徒の大部分は台東及び屏東農業学校で奨学金をもらうが、どうして一部分を工商学校に与え、山地各地でみなそれぞれ人材があるようにさせな

<sup>55</sup> 中華民國地方議會議事錄總庫、典藏序號：002-03-010A-10-5-3-05-01279、類別階層：公報/提案/議員提案/教育、會議階層：臺灣省臨時省議會/第三屆/第一次定期大會、10497頁、日期：1957-06-02、提案議員：潘福隆、文號：教字第三號。

<sup>56</sup> 同上。

<sup>57</sup> 同上。

<sup>58</sup> 中華民國地方議會議事錄總庫、典藏序號：002-03-030A-12-6-8-00-01075、類別階層：公報/質詢/總質詢/總目、會議階層：臺灣省臨時省議會/第三屆/第三次定期大會、901頁、日期：1958-06-02、提案議員：王國秀。

いのだろうか」<sup>59</sup>と、農業振興に偏った山地奨学金の在り方に問題を呈した。

ほかにも、黄国政議員は、「これまで多くの定員を占め、山地の人民に幸せをもたらしたと言えるが、近年政府は、平地の山胞を輔導し山地の定員を減少させている。山地の進学の志ある青年が片隅で嘆いているのではないか」<sup>60</sup>と、平地にいる山地籍の生徒の進学も重視し始めたことに対して、山地にいる山地籍の生徒の進学がまだ十分ではないことを述べた。

1963年には、省議会で、謝貴議員が、「これまで山地の生徒の中学進学奨学金の定員は何度か調整があった。しかし、毎年の卒業生数が速く増加し、山地のそれぞれの郷鎮ではわずかに4-5人の配分となっている。進学者平均のわずか20分の1とすることができる」<sup>61</sup>と、奨学金の定員が少ないこと、進学者にさらなる奨学金が必要であることを論じた。また、「山地の建設は既に進歩が多いが、山地の人の知識のレベルは低く、政府の各種措置を併せても、現在山地で仕事をする人の80-90%は平地籍で、山地の特殊な風俗と生活環境で山地の生活に慣れない。大半は長く山地にいる気はなく、その才能を貢献しない。山地の発展にきわめて大きな影響を与える。ゆえに山地の人材を養成し、山地の人の力量で家郷を建設することが急ぎ必要で実に有効なことである」<sup>62</sup>と、地域貢献が可能な山地にいる山地籍の人材を養成すべきだと話した。議員のなかでは、山地の教育の重要性を述べる者が多かったのである。

1965年11月、省議会で郭雨新議員は、多数の山地の生徒が、学費負担が困難で学校に就学していないと述べ、「省の奨学金考選弁法の定員もすでに限度があり、生徒は家郷を離れて就学しないといけない。この弁法が、山胞が就学する中学生の学費を補助するよう変われば山地の県立初級中学が発展できる」と意見を出した<sup>63</sup>。

省府奨学金の範囲は、学費・書籍・文具・衣服・住宿一切の費用の負担である。しかし、学費・書籍費の補助と改め、その余りを自己負担にして、同一の予算でさらに多くの山地同胞が進学できればよい。実際、現在の奨学金で選ばれて進学者は省の中学に必ず行くので、家郷を離れ就学しないといけない。家庭の負担も、外でそこそこ金が要る。山地内の県立初級中学は、省府が養成発展の責任を負う。一切が県府によると、県府は貧しいため有効に発展を促進できない<sup>64</sup>。

<sup>59</sup> 中華民國地方議會議事録總庫、典藏序號：003-02-030A-05-6-6-01-00447、類別階層：公報/質詢/教育/教育、會議階層：臺灣省議會/第二屆/第三次定期大會、640頁、日期：1961-06-16、提案議員：章博隆。

<sup>60</sup> 中華民國地方議會議事録總庫、典藏序號：003-02-050A-01-5-3-05-05190、類別階層：議事錄/提案/議員提案/教育、會議階層：臺灣省議會/第二屆/第五次定期大會、267頁、日期：1962-05-07、提案議員：黃國政、文號：教字第五〇〇六號。

<sup>61</sup> 中華民國地方議會議事録總庫、典藏序號：003-03-010A-01-5-3-05-05797、類別階層：議事錄/提案/議員提案/教育、會議階層：臺灣省議會/第三屆/第一次定期大會、801頁、日期：1963-06-01、提案議員：謝貴、文號：教字第五〇九七號。

<sup>62</sup> 同上。

<sup>63</sup> 中華民國地方議會議事録總庫、典藏序號：003-03-060A-14-6-8-00-00706、類別階層：公報/質詢/總質詢/總目、會議階層：臺灣省議會/第三屆/第六次定期大會、1081頁、日期：1965-11-01、提案議員：郭雨新。

<sup>64</sup> 同上。

郭雨新議員は、身近な山地の地域で多くの生徒が県立中学に就学する方が、地域の生徒の進学にプラスに働くと考えていた。特定の生徒が山地から離れて省立中学に行くよりは、多くの生徒が地域の中学に進学できるよう奨学金の在り方を変えた方が現実的であるという意見であった。

1966年、台湾省議会では、黄国政議員が、現在の省レベルの奨学金について、郷鎮人口で山地生徒奨学金を比例配分し、また、定員を増加して進学の利益とする案を出した。「本省山地の30の郷人口には多少があり、少ないと1000余人、多いと8000余人だが、中等学校奨学金の定員はそれほど不公平ではない」と述べている。しかし、県レベルになると問題があるという<sup>65</sup>。「中学の奨学金は、花蓮が年84人のなか山地の生徒がわずか34人、台東県もまたこのような感じで、屏東県は60人で、人口で計算して比べるとその差はとて大きい」と、人口が多いにもかかわらず奨学金が足りない県があることを論じた<sup>66</sup>。各県の奨学金数の違いに加え、「現在、奨学金を受ける生徒の定員は、村に平均わずか1、2人である。そのほかは進学したいがお金がなく進学できない者がなお多い。奨学金定員の増加は進学機会を作り出すもので、山地の文化教育水準を高めることができる」<sup>67</sup>と、全体的に奨学金数が少ないことも強調された。

次の表は、1965年、1966年の台湾省奨学金の山地籍生徒に与える奨学金の配分数である。

台東県、花蓮県では山地籍の生徒が多いが平地にいることが多い。中学進学配分比率（奨学金配分比率）が他県市に比べて少ない。屏東県は山地にいる山地籍の生徒が多いが、生徒に対する中学進学配分比率を見ると台東県、花蓮県の方がさらに低い。

表1 山地籍の生徒数及び奨学金の配分数

	人口（人）	人口（人）	人口（人）	1965年 中学進学配分数		1966年 中学進学配分数	
	山地にいる 山地籍生徒	平地にいる 山地籍生徒	合計	配分数（人）	比率	配分数（人）	比率
台北	1,205	23	1,228	4	1/300	1	1/1223
宜蘭	7,447	51	7,498	18	1/416	2	1/3749
桃園	6,759	-	6,759	18	1/375	2	1/3379
新竹	10,104	432	10,536	21	1/502	3	1/3512
苗栗	3,602	1,142	4,744	15	1/316	1	1/4744
台中	2,699	16	2,715	14	1/194	1	1/2715
南投	16,056	2,261	18,317	35	1/508	4	1/4579

<sup>65</sup> 中華民國地方議會議事錄總庫、典藏序號：003-03-070A-15-5-3-05-01187、類別階層：公報/提案/議員提案/教育、會議階層：臺灣省議會/第三屆/第七次定期大會、1057頁、日期：1966-05-23、提案議員：黃國政、號碼：教字第五〇六六號。

<sup>66</sup> 同上。

<sup>67</sup> 同上。

嘉義	2,970	-	2,970	12	1/248	1	1/2970
高雄	5,556	122	3,092	5	1/602	3	1/1030
屏東	36,117	1,438	37,555	60	1/625	11	1/3414
台東	13,775	57,521	71,296	71	1/1041	8	1/8912
花蓮	21,270	47,819	69,089	84	1/822	7	1/9869

出典：中華民國地方議會議事錄總庫、典藏序號：003-03-070A-15-5-3-05-01187、類別階層：公報/提案/議員提案/教育、會議階層：臺灣省議會/第三屆/第七次定期大會、1056-1057 頁、日期：1966-05-23、提案議員：黃國政、號碼：教字第五〇六六號。

このように各県によって中学進学配分数の課題があるにもかかわらず、政府は、現状としては規程通りに行っており、財政難のなかですぐに対応することは難しいと述べている<sup>68</sup>。

1968年から九年国民教育が実施されるため、1967年、章博隆議員が、「推薦で初級中学に送る山地の奨学金をもらう生徒については、国民教育が延長されるので、高校にその推薦定員を持っていくのはどうか」と意見を述べた<sup>69</sup>。国民中学まで義務教育となるので、そうであればむしろ高校の奨学金を拡大した方がよいという考えであった。

ここから分かるように、1960年代まで山地ならではの奨学金の在り方が話題となったが、義務教育が延長されるまで十分に教育普及していなかったともいえる。しかし、省議会では山地の生徒の状況と課題が示され、少しずつ改善されていく状況が見られた。

## 5. 1960年代の奨学金

### 5.1 学校関係費用

聯合報によると、1960年代初頭の学校関係費用は次のものであった。

台湾省教育庁は、今日、全省公私立中学及び職業学校の1961学年度生徒費用徴収標準を定め頒布し、各学校に生徒から徴収するよう切に命令した。該項の標準によると、省立高校生260元、省立中学225元、縣市立高校生270元、縣市立中学生235元、私立高校生605元、私立中学生675元、省立高等職業学校生195元、省立初等職業学校生181元、縣市立高等職業学校生205元、縣市立初級職業学校生191元、私立高等職業学校生640元、私立初級職業学校

<sup>68</sup> 中華民國地方議會議事錄總庫、典藏序號：003-03-080A-16-5-4-05-00588、類別階層：公報/提案/決議案辦理情形/教育、會議階層：臺灣省議會/第三屆/第八次定期大會、403 頁、日期：1966-11-14、提案議員：黃國政、文號：教字第五〇六六號。

<sup>69</sup> 序號：003-03-100A-04-6-6-0-00041、類別階層：議事錄/質詢/教育/教育、會議階層：臺灣省議會/第三屆/第十次定期大會、2976 頁、日期：1967-11-06~1968-01-18、提案議員：章博隆。

生 760 元である。これらの費用は、学費、課業及び教材補充費、実験費、体育衛生費、図書費、童子軍教育費、労働生産工具材料費及び雑費で、そのなかの童子軍教育費は初級中等学校で初めて徴収する。実験費は普通中学で徴収し、職業学校は理化（筆者註：ママ）課程の者以外は実験費を徴収しない。ほかに実習材料費は徴収する。この実習材料費は、規程で、農業職業学校 40 元、工業職業学校 80 元、商業職業学校 30 元、水産職業学校 50 元、家事職業学校 30 元、看護学校 50 元である<sup>70</sup>。

省県市立と職業学校の学費などは比較的安く抑えられているが、私立学校に子どもを通わせる場合多くの負担があることが分かる。

## 5.2 各自治体の奨学金

1960 年代、奨学金は 1950 年代とは異なり枠が広がったが、時期によってはそれができないこともあった。

1960 年初期の台北市政府の奨学金は、「全部で 458 人」で、「高校 180 人、初級中学 278 人」<sup>71</sup>であった。しかし、1963 年度は、「高校 47 人で 1 人 300 元、初級中学 87 人で 1 人 250 元」であった。「教育局が言うには、この学期の生徒数が増加したことで、経費が不足し、各校の配分規定が新規定となり、市立中学は 8 クラスに 1 人、省立中学は 1 校 2 人、私立中学は 10 クラスで 1 人」<sup>72</sup>と、以前に比べて奨学金を得た人数は少なかったのである。

自治体による奨学金は、各奨学金弁法にもとづいて支給されたが、その弁法は地域ごとに大きな違いはなかった。どこの県市でも、成績が優秀であることが奨学金を得るには必要であり、募集人員はそれぞれ違うが、支給額は初級中学生で 150 元程度、高校生で 180 - 200 元程度が一般的であった。

申請するうえで必要なのは、申請書と家庭の状況を説明する証明書であった。南投県であれば、「清寒優秀生徒奨学金申請書」<sup>73</sup>には、申請人姓名、性別、年齢、籍貫、詳細な住所、公費待遇あるいは他の奨学金を申請しているか、学校（校名、科系、学年）、入学年月、全学年の成績（学業、操行、体育）の記入が必要であり、教務主任・申請人・保護者・校長の印鑑がある。ほかに、家庭の状況を説明する「清寒優秀生徒戸籍及家境清寒証明書」<sup>74</sup>を提出する必要があった。それには、申請人姓名、出生年月日、籍貫（本籍、寄籍）、家庭状況（姓名・職業・存没）、戸長姓名、戸長と申請人の関係、貧民名簿（筆者註：ママ）に入っているかどうか、頼るべきところがあるのか、本県で満 6 ヶ月居住しているか、軍眷かどうか、納税義務者、申請人との関係、前期税額（本税、免

<sup>70</sup> 聯合報、1961 年 8 月 4 日。

<sup>71</sup> 徵信新聞報、1960 年 2 月 24 日。

<sup>72</sup> 徵信新聞報、1964 年 3 月 11 日。

<sup>73</sup> 高雄縣公文書、檔号：0055/312.3.3/1/88/010、案名：中等學校校務整理、案由：准函為南投縣清寒優秀學生獎學金申請日期、1966 年 2 月 8 日。

<sup>74</sup> 同上。

税)を書く必要があった。申請人と郷(鎮)長の印鑑も必要である。

1965-66年頃の各県市の奨学金弁法の特徴的な点を表にすると、次のようになる。

表2 1965-66年段階の各県市における奨学金弁法

嘉義県	<p>「嘉義県清寒優秀生徒奨学金弁法」</p> <p>四、①初級中等学校生徒 150 元、②高級中等学校生徒 200 元。</p> <p>十一、「およそ奨学金の助けを得る生徒が、左列のことを行った場合奨学金を停止するほか、その保護者にその学期の奨学金を返還させる」</p> <p>① 「品行不良あるいは学校の規律違反で、退学あるいは転学を命令された者」</p> <p>② 「奨学金の証明書を偽造した者」</p>
台南市	<p>「修正台南市中等以上学校清寒優秀生徒奨学金弁法」</p> <p>第三条 「軍訓あるいは童訓の成績が 75 点以上」</p> <p>第五条 初級中学 55 人、初級職業学校(師範学校を含む) 20 人、高校 35 人、高級職業学校 25 人。</p>
台北県	<p>「台北県中等以上学校清寒優秀生徒奨学金弁法」</p> <p>六、「奨学金の定員は、一略一、中等学校は暫定的に毎年 50 人」</p> <p>七、「中等学校の生徒は、1 人毎年 500 元」</p> <p>八、「本奨学金の貧しいとする標準は、収入・資産があってもその両項の収入合計が 12,000 元以下の者」</p> <p>十一、「世帯で子女が 5 人以上いる修学者の貧しいとする標準は、1 年の収入のほかに 1,000 元増加させることができる」</p> <p>十二「世帯で子女が 2 人以上いる場合、本奨学金を申請できるのは 1 人とする」</p>
台中市	<p>「台中市中等以上学校清寒優秀生徒奨学金」</p> <p>第三条 (一)：初級中学及び初級職業学校は 60 人で、每学期 1 人 150 元。</p> <p>第三条 (二)：高校、高級職業学校は 37 人で、每学期 1 人 200 元。</p>
台中県	<p>「台中県中等以上学校清寒優秀生徒奨学金弁法」</p> <p>第五条「県外の中等以上学校に就読する生徒で」「学業・操行と同じ成績の場合は、体育の成績が優れた者を取る」<sup>75</sup></p>
雲林県	<p>「雲林県中等以上学校清寒優秀生徒奨学金弁法」</p> <p>二、「④貧しい程度は、その保護者の戸税額が 30 元以下で総合所得税が免除されている者」「⑤申請者が一人である者、あるいは父母がすでに没して頼る者がいない者」</p> <p>三、「每学期」「高校 20 人(県外 6 人、県内 14 人) 1 人 180 元」「初級中学 70 人(県外 10</p>

<sup>75</sup> 中華民國地方議會議事錄總庫、議會名稱：臺中縣議會 資料型態：議事錄、類別階層：十、單行規章 會議階層：臺中縣議會第 06 屆第 02 次定期大會十、單行規章、351 頁、資料標題：1、臺中縣鄉鎮調解委員會組織規程(修正案)。



	人、県内 60 人) 1 人 150 元」
基隆市	<p>「基隆市優良清寒生徒奨学金修正弁法」</p> <p>第二条</p> <p>甲：成績が優良である標準</p> <p>・「1. 学業成績平均 80 点以上、2. 操行成績甲（80 点以上）、3. 体育の総成績 75 点以上、4. 各科目が合格していないといけない（65 点以上）」</p> <p>乙：家庭が貧しいという標準</p> <p>・「1. 申請者が頼る者がいない、あるいは一人台湾におり、貧しく頼る者がいない。親族があっても教え養う力がない」「2. 家に恒産がなく、その父兄が完全に失業、あるいは農工漁業の組合に入り雇われていてもその販売収入が不足し、家庭生活を維持するに不足する者」「3. 家に恒産がなくその家族が公私立機関団体で働いても月の収入が家庭生活を維持するのに不足する者」「4. 家があってもその家族が農工漁業の組合に入り雇われていても、その販売収入が不足し家庭生活を維持するに不足する者」「5. 本市に居住し、家族が農工の収入で家庭生活を維持するには不足する者」</p> <p>第三条 奨学金の定員は左のとおりである。</p> <p>・「1. 初級中学生は 300 人、すでに公費待遇を享受する者には与えない」「2. 高校生は 120 人で、すでに公費待遇を享受する者には与えない」</p> <p>第四条 奨学金の金額は左のとおりである。</p> <p>・「1. 初級中学は 1 年 1 人 300 元」「2. 高校は 1 年 1 人 400 元」</p>
高雄市	<p>「高雄市中等以上学校清寒優秀生徒奨学金弁法」</p> <p>二、乙、家庭の貧しいという標準</p> <p>・「3. その保護者の戸税が 30 元以下で総合所得税が免除の者」「4. その保護者の総合所得税が 30 元以下で戸税が免除されている者」</p> <p>五、毎学期の奨学金定員および金額は、暫時下のとおりである。</p> <p>「4. 各中等職業学校は毎学期 60 人で 1 人 300 元」</p> <p>「5. 各中学は毎学期 150 人で 1 人 200 元」</p>
南投県	<p>「南投県中等学校以上学校清寒優秀生徒奨学金弁法」</p> <p>第四条 「(二) 高校生 400 元、(三) 初級中等学校生 300 元、(四) 山地籍中等学校生 600 元」</p>
台中市	<p>「台中市中等以上学校体育成績優秀生徒奨学金弁法」</p> <p>「台中市政府は、体育の成績が優秀な生徒を励まし、運動する雰囲気が高めることに資するため」、特に弁法を定める。</p> <p>甲. 基本条件</p> <p>「学業成績平均 65 点以上、操行成績乙以上、体育成績 80 点以上」</p>

	<p>乙. 体育成績の優良標準</p> <p>「本年度本市運動会に参加し、成績が市運動会の記録を破った者」</p> <p>「本市代表に選ばれ省運動会に参加し、個人項目競技で成績が優秀で賞状・本市のために榮譽を得た者」</p> <p>「本市代表に選ばれ省運動会に参加し、球技で第一位で、賞状・本市のために榮譽を得た者」</p> <p>「初級中学及び初級職業学校生徒は、暫定40人、各300元（1年）」</p> <p>「高校及び高級職業学校生徒は、暫定40人、各400元（1年）」</p>
--	--

出典：高雄縣公文書。檔号：0054/312.3.3/1/78/016、案名：中等學校校務整理、案由：為嘉義縣53學年度第二學期獎學金申請期限、1965年3月31日。檔号：0054/312.3.3/1/78/013、案名：中等學校校務整理、案由：為台南市53學年度第二學期獎學金申請期限、1965年3月20日。檔号：0054/312.3.3/1/78/014、案名：中等學校校務整理、案由：函為台北縣53學年度第二學期獎學金申請日期、1965年3月12日。檔号：0054/312.3.3/1/78/015、案名：中等學校校務整理、案由：函為台中市53學年度第二學期獎學金申請日期、1965年3月1日。檔号：0054/312.3.3/1/78/013、案名：中等學校校務整理、案由：函為雲林縣53學年度第二學期獎學金申請日期、1965年3月13日。檔号：0054/312.3.3/1/83/013、案名：中等學校校務整理、案由：准函為基隆市本學期獎學金申請日期、1965年8月27日。檔号：0055/312.3.3/1/89/014、案名：中等學校校務整理、案由：准函為高雄市本學期獎學金申請日期、1966年3月22日。檔号：0055/312.3.3/1/88/010、案名：中等學校校務整理、案由：准函為南投縣清寒優秀學生獎學金申請日期、1966年2月8日。檔号：0055/312.3.3/1/94/013、案名：中等學校校務整理、案由：准函台中市中等以上學校体育成績優秀學生獎學金辦理、1966年6月14日。以上から筆者作成。

これら各県市の奨学金弁法を踏まえて、それぞれの学校現場ではさらに奨学金弁法を作った。それぞれの学校の生徒が奨学金を必要とする状況によって、特に山地においては奨学金弁法に特徴があった。山地における課題は、生徒に対して奨学金が少ないことであった。

1965年、「高雄県立六龜初級中学山地籍学生助学金調整弁法」<sup>76</sup>では、「本校は、年ごとにもとの山地籍の生徒の助学金定員を増加させ、不足分を配分し、本校で学ぶ山地籍生徒が敦品励学であることを積極的に目指す」ことが考えられていた。助学金とあるが、基本的には奨学金と変わらない。その定員は、「毎学年・クラスでひとしく12人で、桃源郷で6人、三民郷3人、茂林郷3人で毎月の補助額は1人100元」であった。しかし、それではまだ十分ではなかったので、「各郷の学校で学ぶ山地の生徒総数が、各郷の助学金の配分人数を超えているので、毎学期1回助学金を調整する」と書かれている。その後、実際どれだけの生徒に奨学金を与えることができたのかは分からないが、生徒の状況によった助学金・奨学金制度であったといえる。

学校で奨学金制度がある以上、その地域の郷でも、「清寒優良生徒奨学金申請弁法」が作られた。

<sup>76</sup>高雄縣公文書、檔号：0054/312.3.3/1/79/016、案名：中等學校校務整理、案由：呈送六龜初中肆業山地籍學生助學金調整辦法一種、1965年4月24日。

1965年段階で阿漣郷公所に「本郷補助清寒優良生徒奨学金申請弁法」<sup>77</sup>があり、その阿漣郷の初級中学には奨学金審査委員会があった。その規程は次のものであった。

1966年1月17日 高雄県立阿漣初級中学「奨学金審査委員会組織規程」

#### 第四条 奨学金を与えない者

「その他の奨学金を得ている者」「学業成績が一科でも合格していない者」「欠席時数が30時間を超える者」「大過以上の処分をかつて受けた者」（筆者註：大過は、問題行動がいくつもあって付けられることから、良くない行動が多い者）

第五条「甲種の奨学金を得た生徒は、毎学期代收費を除いてそのほかの各費用をすべて免除する。

乙種奨学金を得た生徒は、毎学期学雑費（雑費、講義費、実験費等）を免除する」

第六条「本校の清寒奨学金の定員は、毎学期生徒総数の100分の4で、成績が既定の標準に合うときは奨学金審査委員会が評決で決定する」

第八条「家庭が特に貧困である生徒で、成績がまだ本弁法の第三条第一二两款の規定にすべて達していない者は、その成績が二項の規定に合えば、教務処で関係者と相談して、実際の状況によって、奨学金委員会が開会した時にこれを審議して決定する」<sup>78</sup>

問題を起こしたり欠席回数が多いと奨学金を得ることはできないが、第八条に示されたように成績が少し足りない場合は、奨学金委員会がその生徒の状況を議論し状況によって判断することもあったのである。第三条では、「甲種奨学金標準」「乙種奨学金標準」の成績標準が書かれているが、ある程度標準に達していれば審議のうえ奨学金をもらえる可能性があった。つまり、生徒の貧困を考えると優秀であれば議論の末、奨学金を与えることもあったのである。

しかし、奨学金が足りないことには変わりなく、1967年、省議会で、蔡錦棟議員は、「各地方政府が広く奨学金定員を広げ、貧しい生徒の登録費を減免し進学に無力な生徒を助けること」を建議した<sup>79</sup>。それに対して、政府は、「現在、本省は校費生を除いて、本府の予算内で清寒奨学金、工読生奨助金、中国文化和自然科学奨学金、三民主義奨学金等を設けている。今後、本府の財力を見て、再び増やすことを考える」<sup>80</sup>と前向きに答えたが、政府には経済的な課題があり簡単には実現できなかった。

同一年、省議会で、林牛港議員は、「現在、本省では20万余戸の貧困家庭があるが、それが4人に1人の中学生であることを考えると、奨学金を得ている者がどれくらいの割合となっているの

<sup>77</sup>高雄縣公文書、檔号：0054/312.3.3/1/79/017、案名：中等學校校務整理、案由：修正阿漣郷補助清寒優良學生奨学金辦法部分條文、1965年4月24日。

<sup>78</sup>高雄縣公文書、檔号：0055/312.3.3/1/89/005、案名：中等學校校務整理、案由：呈送高雄縣立阿漣初級中學清寒學生 奨学金辦法請核、1966年4月29日。

<sup>79</sup>中華民國地方議會議事錄總庫、典藏序號：003-03-090A-17-5-4-05-00349、類別階層：公報/提案/決議案辦理情形/教育、會議階層：臺灣省議會/第三屆/第九次定期大會、121頁、日期：1967-05-15、提案議員：蔡錦棟、文號：教字第五〇五六號。

<sup>80</sup>同上。

かが分からない」<sup>81</sup>という質問をした。それに対して、教育庁長は、「国民中学の一部の生徒は本当に貧しい。将来我々は貧しい家庭を調査することで、家庭が貧困で優秀な生徒を埋もれさせたくない。どれくらいの割合かということについては、まさに調べているところで、割合が少しでも高まることを希望している。つまり、2-5%が奨学金をもらえるとよい」<sup>82</sup>と述べた。当時の奨学金の理解はこの数字に表れており、貧しい生徒の2-5%が奨学金をもらうべきだと考えられていた。

1965年、公務員のなかでも司法警務人員の子どもの奨学金は、2人の寄付によって規模が大きい奨学金制度が作られ、司法人員の子どもの高校奨学金が500人で350元、警務人員の子どもの初級中学奨学金が500人で250元とされた<sup>83</sup>。一般公務員と教師、司法警務人員では、その子どもの奨学金を支える社会的基盤が大きく異なったようである。

また、省や自治体の奨学金は限度があるので、私人が奨学金を寄付することも相変わらず重視された。1950年代以降、各会社による奨学金の寄付はあったとはいえ、省議会では、例えば、「別に弁法を定め、豊かな人に多くの金を出させ、社会のため教育発展を支援するのをどのように励まし提唱したらよいのか」<sup>84</sup>という意見も出されている。

同郷会のような組織も、教育補助金を出すなどした。聯合報には、「台北市温州同郷会が会員の子女の教育奨助金を行うことにした」という記事が載っている<sup>85</sup>。

ほかに、嘉新コンクリート会社は、高雄県で多様な奨学金を出した。1964年度第二回目の奨学金は、「高校生17人で1人350元、初級中学生43人で250元」であった<sup>86</sup>。高雄県の中学のなかでも省立岡山中学に奨学金が多いが、わずかな数とはいえ、ほとんどの学校に配分されている。

## 6. 1968年九年国民教育の実施

1968年、九年国民教育が実施された。1969年の省議会では、奨学金についてさらに議論があった。義務教育が開始されても、貧しい子どもは進学ができない状況が多かったためである。「1968年10月9日教育庁発表の統計で、義務教育の延長によって、本年国民小学卒業生の進学率は既に71.94%に達した。延長していない1967年に比べて、14.3%高まった。しかし、全台湾の28.06%の国民小学卒業生はまだ進学できていない。その人数は合わせて97,449人で、一略一」<sup>87</sup>とあり、国民中学が義務教育化しても進学していない者がいたのである。

趙森海議員は、九年国民教育が実施されても国民中学に進学しない者は、「1. 家庭が貧しい者

<sup>81</sup> 中華民國地方議會議事錄總庫、典藏序號：003-03-100A-18-6-6-01-00775、類別階層：公報/質詢/教育/教育、會議階層：臺灣省議會/第三屆/第十次定期大會、516頁、日期：1967-12-11~1967-12-13、提案議員：林牛港。

<sup>82</sup> 同上、517頁。

<sup>83</sup> 徵信新聞報、1965年3月6日。

<sup>84</sup> 中華民國地方議會議事錄總庫、典藏序號：003-03-030A-04-6-6-0-00003、類別階層：議事錄/質詢/教育/教育、會議階層：臺灣省議會/第三屆/第三次定期大會、2433頁、日期：1964-06-08~1964-08-07、提案議員：王國秀。

<sup>85</sup> 聯合報、1964年3月11日。

<sup>86</sup> 高雄縣公文書、檔號：0054/312.3.3/1/78/001-020、案名：中等學校校務整理、案由：發還申請嘉新水泥公司53年第二次獎學金證件、1965年1月25日。

<sup>87</sup> 中華民國地方議會議事錄總庫、典藏序號：003-04-020A-04-6-6-0-00001、類別階層：議事錄/質詢/教育/教育、會議階層：臺灣省議會/第四屆/第二次定期大會、3155頁、日期：1969-01-10、會議主席：蔡鴻文、提案議員：趙森海、魏綸洲、陳恒隆、張富。

48,828人、2. 保護者が子女の進学を願わない者 24,497人、3. 生徒が入学を願わない者 13,225人、4. 交通不便な者 6,656人、5. 能力が低く問題があるか身体が衰弱している者 1,771人、そのほかの原因 2,472人<sup>88</sup>だと述べている。また、「貧しい生徒の学雑費の減免は、ひとしく省公報のなかの庁令で行うべきである。しかし、1968年度の庁令は国民中学の貧しい生徒（社会救済弁法の1・2・3級の貧民（筆者注：ママ）の各課業費を免除することを正式に規定していない）ため、これを早く明文化することを論じた<sup>89</sup>。そのうえで、貧しい生徒を対象にどのような進学支援をする枠組みを作るのか、新たな意見を述べている。

社会救済法の1・2・3級の貧民（筆者注：ママ）の資格がない貧しい生徒には、確かに就学するため優遇する必要がある。しかし、その標準はどうしたらよいのか？ 究極、いかに各課業費等を減免すべきか？ できるだけ早く貴庁令で支援の弁法を明らかに定める、あるいは、原則を指示し国において自ら弁法を定めて施行する必要がある<sup>90</sup>。

それに対して、教育庁の答えは、「下学期の国民中学費用徴収注意事項を定める準備をしておき、規定を明らかにする」<sup>91</sup>と、関連弁法等で支援の規定を分かりやすくすると述べている。また、「貧民」の資格がない貧しい生徒に対しては、「1. できるだけ多くの保護者を動かして奨学金を設立し、みんなで自分の学校の貧しい生徒を支援する」「2. 硬い規定ではなく、各校長が、実際の状況で、課業費・雑費免除を自由に決定する」「3. そのほかの規定にある奨学金を出す」「4. 時期を分けて納める」などいくつかの方法について示した<sup>92</sup>。書籍費は、山地・離島の国民小中学生、それ以外の地域の比較的貧しい生徒についても免除することが考えられていた<sup>93</sup>。

奨学金は、「省政府が、各県市政府に命令して、予算を作るときに漏れないようにしている」が、「ある都市では財政難で予算を入れず、翌年に入れる」状況になっていることも説明した<sup>94</sup>。つまり、奨学金ではなく別のことに予算を使う都市もあったのである。義務教育には多大な必要となり、すぐに国民中学が普及したわけではなかった。

## おわりに

奨学金は、ごく一部の貧しくて優秀な生徒に必要なだけでなく、より多くの生徒に与えるべきものだと考える。1950-60年代の台湾では、奨学金を得る人数や内容を工夫するなど、年を追うごとに対象となる者は増えていた。しかし、ほとんどの生徒は奨学金を得ることはできず、対

<sup>88</sup>同上、3155頁。

<sup>89</sup>同上、3157頁。

<sup>90</sup>同上。

<sup>91</sup>同上、3162頁。

<sup>92</sup>同上、3162-3163頁。

<sup>93</sup>同上、3163頁。

<sup>94</sup>同上、3164頁。

象となったのはごく一部であった。このような状況のなかで、1968年、国民中学が義務教育化したことが、当初は、十分な支援がなかったため進学が難しい生徒も見られた。

1950-60年代の台湾では、家庭が必要な教育費をほとんど支払って子どもが教育機会を得たといえる。当時、どれだけ教育費が必要で、さらに、それを支払える層はどのレベルの家庭であったのか、このあたりの具体的な研究はまだ進んでいないと思われる。今後は、奨学金があつて初めて進学できる家庭や子どもを進学させるために経済的に苦勞している家庭など、当時の進学に関わる社会的状況について研究を進めたい。

本稿は、山田美香「戦後台湾における奨学金」（教育史学会第67回大会、オンライン開催、2023年9月24日）の発表要旨、発表資料に加筆したものである。

## 参考文献

白如初(1965)「軍公教人員待遇問題與俸給制度」『現代政治』12:6、pp.9-10。

郭登敖(1967)「軍公教人員待遇與行政效率」『中國一周』887、p.3。

錢益(1973)「如何合理調整軍公教人員待遇」『實踐』595、pp.20-21。

桂巖(1974)「論調整軍公教人員待遇實刻不容緩」『政治評論』32:3、pp.9-10。

林韻青(2008)「建置『全國軍公教人員生活津貼申請暨稽核系統』與檢討公教人員子女教育補助之合理性」『人事月刊』47:6=280、pp.36-44。

行政院人事行政總處給與福利處第一科(2014)「軍公教人員待遇制度的沿革與發展」『人事月刊』345、pp.33-42。